

1949年三鷹事件再審請求棄却！

7月31日、東京高等裁判所第4刑事部は、三鷹事件の再審請求審における竹内景助さんの遺族が求めた再審請求を棄却する決定を行った。

三鷹事件とは、1949年7月15日に三鷹駅構内で発生、6名の死者を出した謎の電車暴走転覆事件です。竹内景助さんの単独犯とされて死刑が確定し、竹内さんは無実を訴えながら獄中で死亡しましたが、2011年11月に、遺族・弁護団が再審を申し立てこれまで審理を続けてきたのです。

そもそも三鷹事件とは？

三鷹事件が起きた1949年には、下山事件、松川事件と、当時の国鉄に関わる大事件が相次いで発生しました。いずれも真相が明らかになっていないのですが、松川事件では逮捕された者全員が無罪になっています。三鷹事件も逮捕された10名の内9名が無罪になりました。残る1名が竹内さんでした。一審では無期懲役、二審では死刑判決が出されました。その後も一貫して無罪を主張しましたが、最高裁で上告棄却、死刑が確定してしまいました。

当時、死刑確定には批判的な世論も多く、すぐに再審請求を申し立てましたが、10年も放置され、ようやく裁判官から再審のために本人から意見を聴取するという連絡があった矢先に、竹内さんは獄死してしまいました。えん罪を晴らそうとした志なかばでの無念の死でした。竹内さんの存命中の1956年、第一次再審請求の手続きが行われていました。当時は、竹内さんの無実を訴える署名が80万筆も集まるなどしていましたが、請求人の死去という不幸な事態によって実現しないままになってしまいました。

2011年11月に、遺族・弁護団が第二次再審請求を申し立てこれまで審理を続けてきたのです。この審理の過程で、弁護団は単独犯行では電車を発車させることはできないことを示す、数々の証拠を提示してきました。また、自白の任意性に大きな疑問のあること、唯一の証拠とも言える目撃証言は信用に値しないことを明らかにしました。今回の決定は、弁護団が確定判決の証拠構造の脆弱性を指摘し、裁判所に対して、新証拠の事実調べを行うように求めてきたにもかかわらず、裁判所はこれに一切応えることはありませんでした。刑事裁判において最も重視すべき真実の発見に背を向けた、不当かつ悪質な決定に他なりません。

当時から真相を闇に葬るに至ったのは、米占領下という特殊な事情があったともいわれています。三鷹事件から70年を経過して、なお今も政治的判決を擁護する姿勢に憤りを感じます。

私たち東海労関西地本は、竹内景助さんの無実を信じ、ご遺族、弁護団、三鷹事件再審を支援する会の皆さまの闘いに、今後も連帯して闘って行きます。